

奈良県における域内横断的な取組業務委託契約書

奈良県教育委員会（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、奈良県における域内横断的な取組業務委託（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は奈良県における域内横断的な取組業務委託を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、別紙仕様書に基づき委託業務を実施するものとする。

但し、仕様書に定めのない事項については、甲の指示によるものとする。

（委託料）

第2条 委託料の額は、金〇〇〇〇円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額、金〇〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

（1） 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

（2） 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

（1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券

（2） 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む）は、契約の履行後これを還付する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

（履行期間）

第4条 委託業務の履行期間は、契約日から令和8年3月31日（火）までとする。

2 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務に着手又は完了できないことが明らかになったときは、甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

（履行場所）

第5条 履行場所は、奈良県内とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

但し、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲に承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

(契約の変更等)

第8条 甲は、必要と認めた場合、委託業務の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、すでに乙に発生済みの費用については甲が負担するものとし、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

(処理状況の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、自らその状況を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(業務の検査)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払いを甲に対して書面をもって請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、その責めに帰する事由により、委託業務に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞及び違約金)

第13条 乙の責めに帰する事由により、履行期間内に乙が業務を完了することができない場合において、履行期限後相当期間内に履行を完了する見込みがあるときは、乙の願い出により、甲は履行期限の延期を承認することができる。

この場合において、乙は、当初の履行期限の翌日から履行完了の日までの期間の日数に応じ、委託料の額から当初の履行期限までの既済部分に対する委託料相当額を控除した額に年10.75%の割合を乗じて算定して得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、その責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。ただし、前条の規定に該当する場合はこの限りでない。

(2) 乙が、正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が、この契約の履行に関して不正な行為をしたとき。

(4) 乙が、この契約事項に違反することにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 乙が、以下のア～クに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を得る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している

と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 下請契約等に当たり、上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該下請契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 県発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を乙に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、契約の履行を終えない間において、乙の責めに帰する事由により、特に必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前二項の規定により契約を解除したときは、乙に対して委託料を支払わないことができる。

（損害賠償金）

第15条 甲が、前条の規定により契約を解除したときは、乙は委託料の額の100分の10に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第16条 乙及び乙が使用する者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

2 乙及び乙が使用する者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（関係法令の遵守）

第17条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）、その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年〇月〇〇日

甲 奈良市登大路町 30 番地
奈良県知事 山下 真

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。